

特定個人情報保護評価書 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書（案）の概要

1. 趣旨

福山市は、個人住民税の電子申告を開始することに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則等に基づき再評価を実施し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護のための措置の内容を公表して、市民の意見を募集するものである。

2. 特定個人情報保護評価の位置づけと目的

マイナンバー制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し、導入される制度であるが、一方で、マイナンバー制度の導入により、個人のプライバシー等の権利利益に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）が考えられる。そこで、これらの懸念を踏まえ、特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できるマイナンバー制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講じるよう、番号法第27条の規定に基づき特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施する。

当該評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するもので、特定個人情報ファイルを取り扱うこととなる地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報の漏えい等の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止し、適切に管理するための措置を、事後的な対応にとどまらず、積極的に事前対応を行うためのものであり、個人のプライバシー等の権利利益保護に取り組むことを宣言した上で、広く意見を求め、意見を反映したリスク対策により、特定個人情報ファイルを取り扱うものである。

3. 評価の実施手続

特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針による「しきい値判断」（対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づく判断）の結果に基づき、「基礎項目評価書（案）」及び「全項目評価書（案）」を作成した上、「全項目評価書（案）」については、公示して、市民の意見募集を実施し、市民の意見を反映した評価書により第三者点検を行い、第三者の意見を反映した評価書を個人情報保護委員会に基礎項目評価書とともに提出の上、公表する。

4. 評価書の内容

- (1) 評価書名 特定個人情報保護評価書 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書 (案)
- (2) 評価実施機関 福山市
- (3) 評価書の項目一覧

I 基本情報… (評価書 3 ページ～ 13 ページ)

評価対象の事務の全体像を把握するために、地方税の賦課徴収に関する事務の内容、使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載したもの。

(別添 1) 事務の内容… (評価書 14 ページ～ 18 ページ)

II 特定個人情報ファイルの概要

地方税の賦課徴収に関する事務において取り扱う次の 8 つのファイルについて、対象となる本人の数、記録される項目等の基本情報及び特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、保管・消去等の取扱いプロセスを記載したもの。

- ア (1) 個人住民税情報ファイル … (評価書 19 ページ～ 27 ページ)
- イ (2) 申告支援情報ファイル … (評価書 36 ページ～ 42 ページ)
- ウ (3) 国税連携ツール情報ファイル… (評価書 43 ページ～ 48 ページ)
- エ (4) 固定資産税情報ファイル … (評価書 49 ページ～ 55 ページ)
- オ (5) 軽自動車税情報ファイル … (評価書 56 ページ～ 62 ページ)
- カ (6) 収納情報ファイル … (評価書 63 ページ～ 68 ページ)
- キ (7) 滞納情報ファイル … (評価書 69 ページ～ 74 ページ)
- ク (8) 宛名情報ファイル … (評価書 75 ページ～ 81 ページ)

(別紙 1) 番号法第 19 条第 8 号 別表第二に定める事務

… (評価書 28 ページ～ 33 ページ)

(別紙 2) 番号法第 9 条第 1 項 別表第一に定める事務

… (評価書 34 ページ～ 35 ページ)

(別添 2) 特定個人情報ファイル記録項目

… (評価書 82 ページ～ 87 ページ)

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

「II 特定個人情報ファイルの概要」で記載された 8 つのファイルについて、特定個人情報の入手、使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、保管・消去等の取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載したもの。

- ア (1) 個人住民税情報ファイル … (評価書 88 ページ～ 102 ページ)
- イ (2) 申告支援情報ファイル … (評価書 103 ページ～ 114 ページ)
- ウ (3) 国税連携ツール情報ファイル… (評価書 115 ページ～ 123 ページ)
- エ (4) 固定資産税情報ファイル … (評価書 124 ページ～ 135 ページ)
- オ (5) 軽自動車税情報ファイル … (評価書 136 ページ～ 146 ページ)
- カ (6) 収納情報ファイル … (評価書 147 ページ～ 157 ページ)
- キ (7) 滞納情報ファイル … (評価書 158 ページ～ 168 ページ)

- ク (8)宛名情報ファイル … (評価書169ページ～182ページ)
 - IV その他のリスク対策… (評価書183ページ)
 - 自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載したもの。
 - V 開示請求、問合せ… (評価書185ページ)
 - 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載したもの。
 - VI 評価実施手続… (評価書186ページ)
 - しきい値判断結果 (評価の範囲)、市民の意見募集の方法等について記載したもの。
 - (別添3) 変更箇所… (評価書187ページ～213ページ)
- 別紙3 標準準拠システム移行前の評価書

5. 評価のスケジュール

時 期	内 容
2025年(令和7年) 6月	しきい値判断の結果、「基礎項目評価書」及び「全項目評価書」作成
7月8日(火)～8月6日(水)	「全項目評価書」パブリックコメント意見募集実施
8月中旬～8月下旬	第三者点検実施
9月上旬～9月下旬	個人情報保護委員会へ評価書提出及び公表

6. 評価実施後の再評価等

特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再評価を実施する。また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに再評価を実施する。